

令和2年4月1日

三重県流域下水道事業への地方公営企業法の財務規定等 適用に関するについて

三重県流域下水道条例の全部改正（令和元年三重県条例第27号）（令和2年4月1日施行）により、三重県流域下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用します。

これに伴い、三重県が発注する三重県流域下水道事業の建設工事や測量、設計、調査等業務委託の契約については、以下のとおりとします。

・ 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）に代わり、三重県流域下水道事業会計規則（令和2年三重県規則第26号）を適用します。

・ 建設工事や測量、設計、調査等業務委託については、引き続き、三重県における三重県建設工事等入札契約関係の各種要領・要綱や共通仕様書等（以下、「要領等」という。）に基づき実施するため、入札・契約手続きは従来と変わりません。

（ただし、建設工事の契約に係る県議会の議決は適用除外となります。）

・ 地方公営企業法や三重県流域下水道事業会計規則の適用に伴い、要領等のうち、下記の箇所について読み替えを行います。

要領等の記載	読み替え後
三重県会計規則	三重県流域下水道事業会計規則
地方自治法施行令	地方公営企業法施行令（特例が定められている条項）

（読み替え対象条項一覧表を参照）

・ 適用日 令和2年4月1日